

令和4～5年度

# 行政監査報告書

「出先機関における補助事業の適正な執行について」

鹿児島県監査委員



# 目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	行政監査の概要	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象	2
第 3	行政監査の結果	
1	補助金交付申請及び交付決定等の事務について	5
2	補助金実績報告の確認, 補助金交付額の確定の事務について	6
3	補助事業者に対する情報提供, 指導について	9
4	事業効果について	9
第 4	監査意見	
1	全体の評価	11
2	意見・要望等	
(1)	補助金の不正使用等の防止, 効率的な事務の執行について	11
(2)	補助目的の達成に向けた効果的な取組について	12



## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が行う監査である。

本県においては、平成4年度から毎年度、事務事業の中から特定の対象を選定し、①法令の定めに従って行われているか、②県民の福祉の増進に寄与しているか、③最小の経費で最大の効果をあげているかなどの観点から監査を実施している。

## 第2 行政監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

### 1 監査のテーマ

出先機関における補助事業の適正な執行について

### 2 監査の目的

県においては、県民の福祉向上、地域産業の育成・振興などの政策目的を達成する手段として様々な補助事業を実施しており、法令・規則等に基づいた適正な事務の執行が求められている。

このような中、令和3年度には「本庁における補助金に係る事務の執行について」をテーマとする包括外部監査が実施され、補助金の交付決定や交付確定等の手続が不適切なもの、実績報告の確認が不十分なものなどの指摘とともに、事業効果の把握・確認による補助事業の内容の見直し・改善(PDCA)の取組を推進すべきとの意見を受けたところである。

この結果を踏まえ、今回、出先機関における補助事業の執行状況や手続等を調査・検証し、今後の行政事務の改善に資することを目的として行政監査を実施したところである。

### 3 監査の着眼点

#### (1) 補助金交付申請及び交付決定等の事務は適正か。

- ① 補助金に係る内示及び令達について
- ② 交付申請書の提出期限は、補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）にどのように規定されているか。
- ③ 交付決定前に事前着手を行っていないか。その場合、補助事業者は要綱に規定する承認を受けているか。
- ④ 補助金の交付決定は迅速に行われているか。
- ⑤ 交付決定通知書に必要な補助条件を記載しているか。
- ⑥ 補助事業の内容変更があった場合、変更申請等の手続が行われているか。

**(2) 補助金実績報告書の確認，補助金交付確定の事務は適正か。**

- ① 補助事業等の完了後，速やかに実績報告書を提出させているか。  
また，補助金等の交付の決定及びこれに付した条件に適合していることを確認し，額の確定を行っているか。
- ② 実績報告は適正に行われているか。
- ③ 履行確認は速やかに実施しているか。また，現地調査を行っているか。
- ④ 実績報告書等の内容を審査するマニュアル等が整備されているか。
- ⑤ 補助金交付請求書の受領後は，速やかに補助金を交付しているか。
- ⑥ 補助金の概算払申請について，申請理由が具体的に記入されているか。
- ⑦ 補助金の全額を概算払したものについては，額の確定の際に必要な出納員への合議を行っているか。
- ⑧ 交付した補助金の返還（一部返還を含む）があるか。

**(3) 補助事業者に対する情報提供，指導は適切か。**

- ① 補助事業者等の募集に際し，事業の周知はどのように行っているか。
- ② 事業の実施期間中，遂行状況の確認や補助事業者等への指導などを行っているか。

**(4) 補助事業は，効率的に行われ，相応の効果をあげているか。**

- ① 事業を実施した結果，当初想定した効果が得られたか。
- ② 事業の成果（施設整備の状況や事業の実施結果等）を公表しているか。

**4 監査の対象**

**(1) 対象事業及び対象機関**

各部局の予算主務課から報告のあった令和3年度に出先機関で執行された補助事業の中から，交付先に個人や団体等が含まれる事業，各部局内において比較的予算額が大きな23の事業を監査対象とした。

監査対象機関については，事業実施における事業規模や地域バランス等を考慮し，延べ51箇所（13機関）を選定した。

## 監査対象事業及び機関

対象補助事業	対象機関	予 算 主 務 課	
		部 局	課
1 ウィズコロナ協働活動促進事業	1 かごしま県民交流センター (協働活動促進課)	総務部 (男女共同参画局)	くらし共生協働課
2 地域貢献活動サポート事業 (地域貢献活動応援プロジェクト)	2 かごしま県民交流センター (協働活動促進課)	総務部 (男女共同参画局)	くらし共生協働課
3 地域振興推進事業	3 始良・伊佐地域振興局 総務企画部	総合政策部	◎地域政策課
	4 大島支庁 総務企画部		
	5 大島支庁 農林水産部		
4 特定離島ふるさとおこし推進事業	6 大島支庁 総務企画部	総合政策部	◎離島振興課
	7 大島支庁 農林水産部	農政部	農地整備課
	8 鹿兒島地域振興局 建設部	土木部	道路維持課
5 森林をまもりそだてる整備事業 (未来につなぐ森林づくり推進事業)	9 鹿兒島地域振興局 農林水産部	環境林務部	森林経営課
	10 始良・伊佐地域振興局 農林水産部		
6 森林にまなびふれあう推進事業 (木とふれあう環境づくり推進事業)	11 鹿兒島地域振興局 農林水産部	環境林務部	かごしま材振興課
7 森林をまもりそだてる整備事業 (未来につなぐ森林づくり推進事業)	12 鹿兒島地域振興局 農林水産部	環境林務部	かごしま材振興課
	13 始良・伊佐地域振興局 農林水産部		
8 森林にまなびふれあう推進事業 (森林とのふれあい推進事業)	14 鹿兒島地域振興局 農林水産部	環境林務部	森づくり推進課
	15 始良・伊佐地域振興局 農林水産部		
9 障害者自立支援給付費負担金	16 南薩地域振興局 保健福祉環境部	くらし保健福祉部	障害福祉課
	17 大隅地域振興局 保健福祉環境部		
10 子ども医療費助成事業	18 南薩地域振興局 保健福祉環境部	くらし保健福祉部	子ども家庭課
	19 大隅地域振興局 保健福祉環境部		
11 老人クラブ育成事業 (市町村老人クラブ連合会助成事業)	20 南薩地域振興局 保健福祉環境部	くらし保健福祉部	高齢者生き生き推進課
	21 大隅地域振興局 保健福祉環境部		
12 老人クラブ育成事業 (老人クラブ助成事業)	22 南薩地域振興局 保健福祉環境部	くらし保健福祉部	高齢者生き生き推進課
	23 大隅地域振興局 保健福祉環境部		
13 離島漁業再生支援事業 (離島漁業再生支援交付金)	24 鹿兒島地域振興局 農林水産部	商工労働水産部	水産振興課
	25 北薩地域振興局 農林水産部		
	26 大島支庁 農林水産部		
14 離島漁業再生支援事業 (離島漁業再生支援推進事業)	27 鹿兒島地域振興局 農林水産部	商工労働水産部	水産振興課
	28 北薩地域振興局 農林水産部		
	29 大島支庁 農林水産部		
15 ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業 (新たなかごしま農業構築支援事業)	30 鹿兒島地域振興局 農林水産部	商工労働水産部	水産振興課
	31 大島支庁 農林水産部		
	32 南薩地域振興局 農林水産部	農政部	◎農政課
	33 大隅地域振興局 農林水産部		
16 農業・農村活性化推進施設等整備事業	34 大隅地域振興局 農林水産部	農政部	農政課
	35 大島支庁 農林水産部		
17 農村のポテンシャル発掘・活用推進事業	36 南薩地域振興局 農林水産部	農政部	農村振興課
	37 大隅地域振興局 農林水産部		
	38 大島支庁 農林水産部		
18 多面的機能支払交付金	39 南薩地域振興局 農林水産部	農政部	農村振興課
	40 大隅地域振興局 農林水産部		
	41 大島支庁 農林水産部		
19 生産性の高い水田農業確立推進事業 (実効性のある需給調整の推進)	42 南薩地域振興局 農林水産部	農政部	農産園芸課
	43 大隅地域振興局 農林水産部		
20 サツマイモ基腐病対策推進事業	44 南薩地域振興局 農林水産部	農政部	農産園芸課
	45 大隅地域振興局 農林水産部		
21 ふるさとの道サポート推進事業	46 鹿兒島地域振興局 建設部	土木部	道路維持課
	47 始良・伊佐地域振興局 建設部		
22 ふるさと砂防サポート推進事業	48 鹿兒島地域振興局 建設部	土木部	砂防課
	49 始良・伊佐地域振興局 建設部		
23 県単急傾斜地崩壊対策事業	50 鹿兒島地域振興局 建設部	土木部	砂防課
	51 始良・伊佐地域振興局 建設部		

◎印：複数の部局で事業を実施する場合、予算を総括する課

(注) 監査対象機関については、事業実施における事業規模や地域バランス等を考慮し、51箇所(13機関)を選定した。

## (2) 職員監査

監査対象となる13機関に対し、前記「3 監査の着眼点」に基づいた監査対象事業の事務処理や執行状況等に係る調査を行った上で、職員監査を実施した。

No	対象機関	実施年月日
1	始良・伊佐地域振興局 建設部	令和5年1月26日
2	鹿児島地域振興局 建設部	令和5年1月27日
3	鹿児島地域振興局 農林水産部	令和5年1月30日
4	始良・伊佐地域振興局 農林水産部	令和5年1月31日
5	南薩地域振興局 農林水産部	令和5年2月1日
6	大隅地域振興局 農林水産部	令和5年2月2日
7	大隅地域振興局 保健福祉環境部	令和5年2月3日
8	南薩地域振興局 保健福祉環境部	令和5年2月8日
9	始良・伊佐地域振興局 総務企画部	令和5年2月10日
10	北薩地域振興局 農林水産部	令和5年2月14日
11	かごしま県民交流センター	令和5年2月15日
12	大島支庁 農林水産部	令和5年2月20,21日
13	大島支庁 総務企画部	令和5年2月21日

## (3) 委員監査

職員監査を実施した13機関のうち、補助事業の内容や職員監査の結果等を考慮し、4機関を対象とした委員監査を実施した。

No	対象機関	実施年月日
1	始良・伊佐地域振興局 農林水産部	令和5年5月24日
2	始良・伊佐地域振興局 建設部	令和5年5月24日
3	南薩地域振興局 保健福祉環境部	令和5年5月26日
4	鹿児島地域振興局 農林水産部	令和5年5月30日

### 第3 行政監査の結果

#### 1 補助金交付申請及び交付決定等の事務について

##### (1) 補助金に係る内示及び令達について

- ・ 補助事業者に対する内示の9割程度、予算令達の8割程度が第2四半期までに行われている。
- ・ 国庫補助金を財源とする事業においては、国との調整等により、内示等が第3四半期以降となるものもある。

【表1-(1)-①】内示の時期

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	その他	計
件数	26	13	4	2	6	51
割合(%)	57.8	28.9	8.9	4.4	—	100

「その他」は、事業の仕組上、内示を行っていないものである。

【表1-(1)-②】令達の時期

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
件数	34	5	4	8	51
割合(%)	66.7	9.8	7.8	15.7	100

##### (2) 交付申請書の提出期限は、補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に、どのように規定されているか。

- ・ 提出期限は、すべての事業で要綱に「知事が別に定める」との規定や、提出期限が明記されており、「知事が別に定める」事業においては、提出期限を内示で通知している。
- ・ 内示の通知から交付申請書を提出する期間の設定は、1か月以内が約6割、1か月超が約4割となっている。
- ・ ほぼすべての事業で、交付申請書は、定められた期限内に提出されている。

【表1-(2)】提出期限の設定

	1か月以内	1か月超	その他	計
件数	27	19	5	51
割合(%)	58.7	41.3	—	100

「その他」は、交付申請書と実績報告書が一体で提出されるもの等である。

##### (3) 交付決定前に事前着手を行っていないか。その場合、補助事業者は要綱に規定する承認を受けているか。

- ・ 補助事業者の事業執行の都合により、事前着手を行っているものが8件ある。そのうち2件は、承認を受けずに事前着手している。

【表1- (3)】 事前着手の有無

	事前着手は行 われていない	承認を受け事前 着手している	承認を受けずに事 前着手している	その他	計
件数	39	6	2	4	51
割合(%)	83.0	12.7	4.3	—	100

「その他」は、事業完了後に交付申請書と実績報告書が一体で提出されるものである。

(4) 補助金の交付決定は迅速に行われているか。

- ・ 補助金の交付決定は、約8割が交付申請受付から1か月以内に行われている。
- ・ 国庫補助金を財源とする事業においては、国との調整等により、交付決定までに1か月超を要しているものがある。

【表1- (4)】 交付申請受付から交付決定までの期間

	2週間以内	1か月以内	1か月超	その他	計
件数	34	4	9	4	51
割合(%)	72.4	8.5	19.1	—	100

「その他」は、事業完了後に交付申請書と実績報告書が一体で提出されるものである。

(5) 交付決定通知書に必要な補助条件を記載しているか。

- ・ すべての事業において、要綱に規定された補助交付の条件を交付決定通知書に記載している。

(6) 補助事業の内容変更があった場合、変更申請等の手続が行われているか。

- ・ 補助事業の内容を変更したものが4割程度あり、いずれも要綱の規定に基づく変更申請や変更交付決定の手続が行われている。

【表1- (6)】 変更の有無

	変更あり	変更なし	その他	計
件数	17	30	4	51
割合(%)	36.1	63.9	—	100

「その他」は、事業完了後に交付申請書と実績報告書が一体で提出されるものである。

2 補助金実績報告の確認、補助金交付額の確定の事務について

(1) 補助事業等の完了後、速やかに実績報告書を提出させているか。また、補助金等の交付の決定及びこれに付した条件に適合していることを確認し、額の確定を行っているか。

- ・ 要綱の規定に基づいた実績報告書が提出されているが、一部に提出期限を過ぎているものがある。

【表2- (1)-①】 実績報告書の提出遅れ

	遅れなし	遅れあり	計
件数	47	4	51
割合(%)	92.2	7.8	100

- 補助金の交付額の確定については、交付決定及びこれに付した条件に適合しているかを確認するとともに、必要となる修正等の手続を行った上で、額の確定を行っている。

【表 2 - (1) - ②】 修正等の有無

	修正あり	修正なし	計
件数	15	36	51
割合(%)	29.4	70.6	100

(2) 実績報告は適正に行われているか。

- 実績報告は、事業実績報告書や収支精算書のほか、要綱等で定めた支出証拠書類を提出させるなどして、交付対象となる経費内容や支出金額等の確認を行っている。
- 職員監査の中で、要綱等で定めた添付書類の一部が提出されていないものを確認した。

(3) 履行確認は速やかに実施しているか。また、現地調査を行っているか。

- 提出された実績報告書については、約9割が2週間以内に額の確定を行っている。
- 補助内容が、工事を伴うものや設備を導入するもの等については、現地調査を実施し、その記録書類の作成も行っている。
- 実績報告書等の内容を確認するために、要綱等に定めのない、契約書の写しや見積執行調書、検査調書の写しなどを徴収したものが2件ある。

【表 2 - (3) - ①】 実績報告から額の確定までの期間

	2週間以内	1か月以内	1か月超	計
件数	45	4	2	51
割合(%)	88.3	7.8	3.9	100

【表 2 - (3) - ②】 現地調査の実施、記録

	実施あり	実施なし	計
件数	27	24	51
割合(%)	52.9	47.1	100

【表 2 - (3) - ③】 要綱に規定されていない書類の徴収

	徴収していない	徴収したことがある	計
件数	49	2	51
割合(%)	96.1	3.9	100

- (4) 実績報告書等の内容を審査するマニュアル等が整備されているか。
- 事務処理や完了検査に関するマニュアルやチェックリスト等が整備されているのは、約4割である。

【表2-(4)】マニュアル等の整備状況

	整備されている	整備されていない	計
件数	21	30	51
割合(%)	41.2	58.8	100

- (5) 補助金交付請求書の受領後は、速やかに補助金を交付しているか。
- 補助金交付請求書の受領後、14日以内に補助金の支払を行っているものが約7割、30日以内に行ったものが約3割である。

【表2-(5)】請求書受理から支払までの日数

	14日以内	30日以内	30日超	計
件数	35	15	1	51
割合(%)	68.7	29.4	1.9	100

- (6) 補助金の概算払申請について、申請理由が具体的に記入されているか。
- 補助金の概算払を行っているものは、約5割となっている。
  - 概算払を行ったもののうち、申請書に具体的な理由を記入しているものは約8割である。

【表2-(6)-①】概算払の有無

	概算払を行っている	概算払は行っていない	計
件数	25	26	51
割合(%)	49.0	51.0	100

【表2-(6)-②】概算払の理由の記載

	具体的に記入している	具体的に記入していない	計
件数	21	4	25
割合(%)	84.0	16.0	100

- (7) 補助金の全額を概算払したのものについては、額の確定の際に必要な出納員への合議を行っているか。
- 概算払を行ったものの中で、補助金の全額を支払ったものが、約6割あり、いずれも額の確定の際に出納員の合議を行っている。

【表2-(7)】概算払の内訳（全額，一部）

	全額	一部	計
件数	16	9	25
割合(%)	64.0	36.0	100

(8) 交付した補助金の返還（一部返還を含む）があるか。

- ・ 概算払を行ったものの中で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部を中止したことに伴い、補助金の一部を返還させたものが2件ある。

【表2-(8)】返還の有無

	返還なし	返還あり	計
件数	49	2	51
割合(%)	96.1	3.9	100

### 3 補助事業者に対する情報提供，指導について

(1) 補助事業者等の募集に際し，事業の周知はどのように行っているか。

- ・ ほぼすべての事業で，本庁や市町村の協力も得ながら，事業説明会の開催，県ホームページへの掲載，文書・電子メールの送付，ポスターの掲示等により，事業内容や手続等の周知を行っている。

【表3-(1)】事業内容，手続等の周知

	周知している	周知していない	計
件数	49	2	51
割合(%)	96.1	3.9	100

「周知していない」は，市町村に対する補助で継続して実施しているものである。

(2) 事業の実施期間中，遂行状況の確認や補助事業者等への指導などを行っているか。

- ・ 事業実施期間中の遂行状況の確認を行っているものは，約4割である。その手法は，要綱に規定する報告書の提出のほか，電話・メール等による聞き取り等，必要に応じて事業遂行状況に関する指導・助言も実施している。
- ・ なお，事業期間が短いものやイベント等の事業においては，遂行状況の報告を求めている。

【表3-(2)】事業実施期間中の遂行状況の確認

	確認している	確認していない	計
件数	22	29	51
割合(%)	43.1	56.9	100

### 4 事業効果について

(1) 事業を実施した結果，当初想定した効果が得られたか。

- ・ 当初想定した効果が得られたとするものは，約9割である。
- ・ 残る約1割の事業は，事業実施計画期間が複数年に及ぶため，現時点での評価が難しいとするものであった。

【表４－(1)－①】事業実施による効果

	得られた	その他	計
件数	45	6	51
割合(%)	88.2	11.8	100

【表４－(1)－②】効果が得られた事例（主なもの）

- ・ 観光振興に加え、良好な通信環境を活用した「ワーケーション」の推進も図ることができた。（地域振興推進事業）
- ・ 道路の舗装が行われたことにより走行性が向上し、農作物を傷つけることなく輸送できるようになった。（特定離島ふるさとおこし推進事業）
- ・ 国庫補助金の対象とならない箇所での森林整備や基盤整備が進んだことで、公益的機能を発揮する健全な森林の育成に寄与できた。  
（森林をまもりそだてる整備事業（未来につなぐ森林づくり推進事業））
- ・ アンケート調査で、多くのイベント参加者からイベント内容に満足し、森林を守り育てる意識が高まったとの回答を得た。  
（森林にまなびふれあう推進事業（森林とのふれあい推進事業））
- ・ 経済的負担の軽減や乳幼児の健康の保持増進が図られた。  
（子ども医療費助成事業）
- ・ 老人クラブ活動に必要な経費を補助することにより、老人の社会参加や生きがい作りが促進された。（老人クラブ育成事業）
- ・ 機械整備については、飼料作物の作付面積の増加や加工施設の利用率の向上につながっている。また、排水路整備については、路面浸食の防止や農地への冠水被害が軽減され、営農への支障が解消された。  
（農業・農村活性化推進施設等整備事業）
- ・ 地域資源を活用した加工品の試作・販売を行ったことにより、地域の活性化が図られた。（農村のポテンシャル発掘・活用推進事業）
- ・ ボランティア団体等への補助により、道路維持や砂防・急傾斜地維持に関する地域活動、住民の連携が促進された。  
（ふるさとの道サポート推進事業、ふるさと砂防サポート推進事業）

(2) 事業の成果（施設整備の状況や事業の実施結果等）を公表しているか。

- ・ 事業成果については、本庁や市町村の対応によるものを含め、約8割が事業成果（施設整備の状況や事業実施結果）の公表を行っている。
- ・ 公表は、県ホームページや市町村広報誌等への掲載、事業報告会の開催、SNS（FaceBook）の活用等により行っている。

【表４－(2)】事業の成果の公表

	公表している	公表していない	計
件数	39	12	51
割合(%)	76.5	23.5	100

「公表していない」は、市町村に対する補助等である。

## 第4 監査意見

### 1 全体の評価

県においては、県民の福祉向上，地域産業の育成・振興などの政策目標を達成する手段として様々な補助事業を実施しており，補助金交付に当たっては，県補助金交付規則，事業毎の補助金交付要綱，要領等に基づく適正な事務の執行が求められている。

今回の監査対象とした補助事業については，出先機関において，要綱等に基づいた補助金の申請，交付決定等に関する事務や予算の執行等の手続が概ね適正に執行されていると認められた。

他方で，補助金の不正使用等の防止，効率的な事務の執行や補助目的の達成に向けた効果的な取組について，改善や検討を要する事項が見受けられたことから，以下のとおり意見・要望する。

### 2 意見・要望等

#### (1) 補助金の不正使用等の防止，効率的な事務の執行について

補助金の交付の申請，決定等に関する事務については，補助金の交付の不正な申請や使用を防ぎ，適正な補助金の交付等を行うため，補助金適正化法や県補助金交付規則，事業毎に定められた補助金の交付要綱等に予算の執行に関する手続等が規定されている。

今回の行政監査においては，実績報告の確認及び交付額の確定事務に関し，実績報告書の提出が遅れたもの，要綱等で定めた添付書類の一部が提出されていないもの，概算払申請書に具体的な理由が記載されていないものが確認されたところである。また，要綱等に定められた実績報告書類だけでは，十分に内容確認ができないものもあった。

一方で，履行状況や実績確認に当たり，独自に策定した検査マニュアルや契約規則に定める検査調書の活用，デジタル機器を利用した現場確認などの工夫を行うなど，業務の効率化等の観点から，他機関への広がり期待される取組も見られたところである。

交付申請及び交付決定等の事務に関しては，申請者への内示や交付決

定が概ね迅速に行われる一方で、承認を受けずに事業に事前着手しているものが確認された。

補助金の不正使用等の防止、効率的な事務の執行のためには、補助事業を執行する機関において、関係する職員が補助金交付要綱等を十分理解し、実行することが不可欠であり、指針となる事務処理マニュアル等の整備や人事異動等に伴う事務引継ぎはもとより、研修等を通して、補助金業務に携わる職員に対し、必要となる知識を確実に修得させる必要がある。

事業を進めるに当たっては、組織として、事業の執行状況や課題、補助事業者の情報等の共有を図るとともに、不正や担当者の処理誤り等を防ぐため、ダブルチェックの徹底、手続のデジタル化や押印廃止等にも対応する審査・確認の充実などに取り組むべきである。

また、補助事業者に対しては、相互の連絡体制を確保するとともに、制度内容や事務手続に関する情報の確実な提供、適宜適切な指導・助言や事業調整等に積極的に取り組む必要がある。

さらに、今後、本庁の予算主務課と出先機関が連携を図り、社会経済状況の変化や各事業の執行状況等を十分踏まえた要綱等の見直しを検討すべきである。

## (2) 補助目的の達成に向けた効果的な取組について

補助金適正化法第3条において、補助事業者は、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならないことが規定されている。県においては、補助金の交付に当たり、対象とする事業内容の具体化、採択基準や補助率の設定などを通して、補助目的が効果的に達成されるように取り組んでいる。

今回、監査対象に選定したほとんどの補助事業で相応の成果が得られたとの認識が示されているが、一部に現時点での評価が難しいとするものや成果指標の設定や達成状況の把握などに課題があるものが見受けられた。

現在、県においては、令和4年3月に改訂した「かごしま未来創造ビ

ジョン」に定める観光業や農林水産業，企業の稼ぐ力の向上，個性を生かした地域づくりなどを図る様々な施策に取り組む中で，少子高齢化や人口減少の進行，グローバル化やデジタル化の進展による地域間競争の激化など，県民を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえた柔軟でスピード感を持った的確な対応が必要となっている。このため，出先機関における補助事業についても，適切な成果指標の設定，効率的な事業の執行，事業成果の適切な把握とその結果や課題等を踏まえた事業内容の見直しなど，補助目的の達成に向けた更なる取組を積極的に推進することが求められる。